

大阪府議会出前授業実施要領

(平成 28 年 3 月 24 日制定)

(平成 29 年 6 月 9 日改定)

1. 趣旨

「府民に開かれた議会」をより一層進める取組みとして、府議会議員が高校生等に対して議会の仕組みや役割、最近のトピックス等について説明するとともに、高校生等が考える様々な課題について意見交換を行う「出前授業」を実施する。

これにより、未来の大阪を担う高校生等の府議会への関心を深め、親近感を醸成するとともに、政治への関心や政治参加意識の高揚にもつなげていく。

2. 対象

府内の高等学校など

3. 実施方法

- (1) 出前授業は授業の一環として実施することとし、正規の授業時間や課外授業等の時間を活用し、2時限程度（概ね 90～120 分）で実施する。
- (2) 詳細は学校と府議会が相談の上、決定する。

4. 内容

(1) から (3) を基本とし、学校と相談の上、決定する。

(1) 講義

- 生活と政治のつながり（最近のトピックス等を事例に）
- 議会の役割
- 政治に関心をもつことや政治参加の重要性
- 定例会の概要報告 など

(2) ビデオ学習

- 議会のしくみ（本会議等実際の映像・写真を活用）

(3) 意見交換

当日の説明内容に関わらず、さまざまな事項について意見交換

5. 講師

(1) 及び (2) の府議会議員が行うこととする。

(1) 広報委員会委員長又は副委員長

(2) 広報委員会委員（複数の会派で構成）

なお、広報委員会委員がやむを得ず参加できない場合は、広報委員会委員以外の参加を認める。

6. 費用負担等

- (1) 原則として学校への費用負担は求めない。ただし、実施場所確保のために費用が発生する場合は、学校が会場手配などの準備及び費用負担を行うこととする。
- (2) 授業で使用する資料（電子データを含む）は、大阪府議会が準備することとし、必要な機材（プロジェクター、スクリーン、マイク、パソコン等）は原則、学校が準備することとする。

7. その他

事業の実施にあたり、本要領に定めのない事項については、広報委員会で定める。